

答申第901号
令和2年9月2日

地方独立行政法人神戸市民病院機構
理事長 橋本信夫様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、令和2年9月2日付け神本部第200号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立医療センター中央市民病院における人工内耳システムの導入について (条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 人工内耳を装着している患者に対して、リモートによる聞こえ具合の評価や医師等による医療機器のリモートによる電気的、機械的調整を可能とするため、人工内耳システムを導入することは、患者の来院に伴う負担軽減等が図られ、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するとのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市立医療センター中央市民病院における人工内耳
システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 901

※◎は条例第11条第2項に該当

【システム上のデータ項目】

人工内耳遠隔管理システム

<患者基本情報>

◎ 患者基本情報:

氏名、性別、年齢、住所、電話番号、Eメールアドレス、感覚器障害(補聴器使用の有無)

<検査(以下、画像データ含む)>

◎ 生理検査情報:聴力検査結果、語音聴取成績

◎撮影情報:インプラント埋込部位

◎コメント:人工内耳装着コメント